



令和2年3月5日

東京都知事

小池 百合子 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会

会長 新美 育文



東京都特定個人情報の保護に関する条例第24条第2項の
規定に基づく諮問について（答申）

令和2年1月14日付31主課計第609号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（自動車税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

別紙

「地方税の賦課事務（自動車税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

第1 審議内容

当審議会特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（自動車税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（自動車税）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

1 委託の取扱いについて

- (1) 委託及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認された。
- (2) 当該事務では、インターネットを利用したワンストップサービスシステムにより電子申告を受け付けているが、税務総合支援システムへ申告データを取り込むに当たって、外部記録媒体を使用し、委託業者が取り込み作業を行っている。委託先におけるリスク対策として、作業場所である運用拠点への入室に際しては、ICカード及び静脈認証を必要とし、許可のない情報処理機器類の持込みを禁止する等、厳重な安全管理措置を講じていることが確認された。今後も委託先に対して実地調査を行うなど、引き続き厳格な管理監督に努めること。

2 返戻調査について

当該事務における納税通知書等の返戻調査は、区市町村に対して照会文書により転居先等を確認する方法、又は、住民基本台帳ネットワークシステムを使用して確認する方法により調査を行っているが、回答文書など紙資料の保管に係る紛失等のリスクに鑑み、住民基本台帳ネットワークシステムを使用した確認方法への一元化を検討する等、引き続き運用方法について検証すること。

3 情報提供ネットワークシステムについて

当該事務では、減免申請の受付において情報提供ネットワークシステムにより障害者情報の連携を実施することができるが、減免台数の把握ができない等の運用上の課題があることから情報提供ネットワークシステムによる情報連携を見合わせている。申請者の利便性及び番号法の趣旨を踏まえ、今後の情報連携の活用に関しては、継続的に検証すること。

4 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

第3 審議経過

年月日	審議経過
令和2年1月14日	諮問
令和2年1月15日から 同月17日まで	本評価書案概要説明・審議 (第45回特定個人情報保護評価部会)
令和2年1月28日	審議(第46回特定個人情報保護評価部会)
令和2年3月5日	「地方税の賦課事務(自動車税)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

神橋 一彦、徳本 広孝、宮内 宏